

大口町制限付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町が発注する建設工事の請負契約の一部について、工事の品質を確保しつつ、より一層の透明性、競争性を高めるため、制限付一般競争入札（以下「競争入札」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 入札の対象となる工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 予定価格が5,000万円以上の工事
- (2) 総合評価落札方式による工事

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるものは、指名競争入札等により実施することができるものとする。

(競争入札の公告)

第3条 町長は、大口町契約規則（昭和54年大口町規則第6号）第7条及び第8条に基づき、競争入札の公告を行わなければならない。

(競争入札参加資格)

第4条 競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に該当しない者であること。
- (3) 大口町指名競争入札参加資格審査事務取扱規程（平成4年大口町訓令第10号）第8条による基本審査を受けている者であること。
- (4) 次条に規定する申請書提出期限の日から入札時までの間において、指名停止中でないこと。

2 競争入札参加資格は、対象工事ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

る。

- (1) 当該工事の種類及び等級別格付（経営事項審査に基づく総合評定値）
- (2) 当該工事と同種又は類似工種の施工実績
- (3) 当該工事に配置を予定する現場代理人、主任技術者、監理技術者等の資格及び技術者等としての経歴、同種の工事の経験等
- (4) 事業所の所在地
- (5) その他町長が必要と認める事項

3 競争入札参加資格に関する事項は、大口町業者指名審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、町長が決定するものとする。

（競争入札参加の申請）

第5条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、競争入札参加資格確認申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を公告に記載の期限までに提出しなければならない。

（入札）

第6条 入札参加者は、入札書を公告で指定された方法により提出するものとする。

（開札）

第7条 開札は公告で指定した日時、場所において行うものとする。

2 当該入札において、予定価格の制限の範囲（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲）で最低の価格又は総合評価落札方式の場合は評価値が最も高い者を落札候補者とし、落札候補者の次の順位で入札した者を次順位とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。

3 開札の結果、前項の落札候補者となる者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位を決定するものとする。

（競争入札参加資格の確認）

第8条 落札候補者は、町長が公告で申請書等に係る資料（以下「資料」という。）の提出を求めた場合においては、これらの資料を提出するものとする。ただし、町長が事前確認を必要と認めた場合は、申請書提出時に併せて資料の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、前項の資料の提出を求められた翌日から2日以内に前項の資料を持参により提出するものとする。ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

3 前項に規定する提出期限までに資料を提出しないときは、当該落札候補者の入札は無効とする。

（競争入札参加資格の審査）

第9条 町長は、落札候補者から前条第1項に規定する資料が提出されたときは、当該落札候補者が入札公告に示す入札参加資格の要件を満たしていることを、速やかに委員会にて審査を行うものとする。ただし、前条第1項ただし書の規定により提出させた場合は、事前に入札参加資格の確認、審査をするものとする。

2 町長は、落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合には、落札候補者の行った入札は無効にする。この場合において、次順位の者を落札候補者とし、前条の規定により新たな落札候補者に対する次順位者を決定して、入札参加資格を有している者が確認できるまで、落札候補者から順に資料の提出を求め、前項の入札参加資格の審査を行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。

（落札者の決定等）

第10条 町長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、当該落札者に対し直ちに通知するものとする。

2 町長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して競争入札参加資格確認通知書（様式第2）によりその旨を通知するものとする。

3 第8条第1項ただし書の規定により事前に資料を提出させた場合は、前項の落札候補者を入札参加者と読み替えるものとする。

（競争入札参加資格を満たさないと認められた者に対する理由の説明）

第11条 入札参加資格を満たさないと認められた者は、通知を受けた翌日から起算して3日（行政機関の休日を含まない。）以内に町長に対して、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。

2 町長は前項の説明を求められたときは、原則として5日以内に書面により回答するものとする。

(入札結果の公表)

第12条 競争入札の執行結果の公表は、大口町が発注する工事等の入札及び契約に関する公表事務取扱要領（昭和57年大口町訓令第1号）によるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関する必要な事項は町長が別に定める。

附 則（平成24年3月26日 大口町訓令第4号）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 大口町制限付一般競争入札試行要綱（平成7年大口町告示第12号）は、廃止する。

附 則（令和3年3月30日 大口町訓令第11号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

大口町長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付けで入札公告のありました 工事に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札公告 に定める工事実績を記載した書面
2. 入札公告 に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面

（注） 返信用封筒として、表に申請者の住所氏名を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った角形2号封筒を申請書と併せて提出してください。

競争入札参加資格確認通知書

年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

様

大口町長

印

先に申出のあった 工事に係る競争入札参加資格について、
下記のとおり確認したので、通知します。

記

| | |
|-----------------|---|
| 入 札 公 告 日 | 年 月 日 () |
| 工 事 名 | |
| 競争入札参加 資格の有無 | 有 ・ 無 |
| | 競争入札 参加資格 がないと 認めた理由 |
| 入札保証金の納付 | 入札公告により納付してください。 入札公告 により納付を免除します。 |

なお、競争入札参加資格がないと通知された方は、その理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、 年 月 日までに総務部行政課へ、その旨を記載した書面を提出してください。